

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）10月26日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	札幌市 高等学校 事務職員 男 性 （25歳）	懲戒免職	令和5年5月5日（金）、知人とともに、面識のない女性を札幌市内の商業施設内の非常階段に連れて行き、当該女性の意思に反して当該女性にわいせつな行為をした。
2	増毛町 中学校 事務職員 男 性 （54歳）	懲戒免職	令和4年9月から同年12月までの間、自己の債務の返済等に充てるため、自校の私費会計から、延べ14回にわたり、計186万6,168円を着服した。 (管理監督責任：戒告1名)
3	渡島管内 高等学校 教 諭 男 性 （58歳）	停職3か月	令和4年6月、自家用車内で、自校女子生徒に異性関係について聞いた上で、当該生徒の手を握る、頭をなでるなどして当該生徒に不快感を与えた。 また、進路指導と称し当該生徒のアルバイト先を複数回、訪れるなどして当該生徒に不快感と恐怖心を与えた。
4	オホーツク管内 高等学校 教 諭 男 性 （60歳）	停職3か月	令和5年3月頃、自分が顧問を務める部活動の部員2名の女子生徒に対し、不適切な言動を繰り返し、恐怖心や嫌悪感を与えた。 また、上記のうち1名の女子生徒を自家用車に乗せ、不適切な発言とともに、当該生徒の太ももの辺りを触り、嫌悪感を与えた。
5	伊達市 小学校 教 諭 男 性 （46歳）	減給1か月	令和4年6月、校舎外に飛び出した児童を、玄関まで連れ戻した際、当該児童から背中に頭突きをされたことに感情的になり、当該児童の後頭部を拳で、2回たたいた。
6	上川管内 高等学校 教 諭 男 性 （65歳）	戒 告	令和5年5月19日（金）、商業施設の駐車場において、駐車を禁止されている道路上に停車していた車両に対し感情的になり、当該車両に自家用車の鍵で線状の傷を付けた。
7	帯広市 小学校 教 諭 男 性 （54歳）	減給1か月	令和5年3月14日（火）、自家用車を運転中、赤色信号で停止後、同信号機が青色信号に変化したと見誤り、赤色信号の表示を看過したまま進行し、右方道路から信号表示に従って進行してきた車両前部に自車右側面部を衝突させ、当該車両の運転者に加療約8日間を要する頸椎捻挫の傷害を負わせた。